

## 治験審査委員会委員

| 氏名     | 職業、資格及び所属                           | 委員区分 | 出欠 | 備考   |
|--------|-------------------------------------|------|----|------|
| 菱木 知郎  | 小児外科 教授 医師                          | ④    |    | 委員長  |
| 浅沼 克彦  | 腎臓内科 教授 医師                          | ④    |    |      |
| 濱田 洋通  | 小児科 教授 医師                           | ④    |    |      |
| 鈴木 拓児  | 呼吸器内科 教授 医師                         | ④    |    |      |
| 甲賀 かをり | 婦人科 教授 医師                           | ④    |    |      |
| 池田 純一郎 | 病理部 教授 医師                           | ④    |    |      |
| 花岡 英紀  | 臨床試験部 教授 医師                         | ④    |    |      |
| 石井 伊都子 | 薬剤部 教授 薬剤師                          | ④    |    | 副委員長 |
| 藤澤 陽子  | 看護部 副部長 看護師                         | ④    |    |      |
| 岡林 伸幸  | 大学院社会科学研究院 教授                       | ①②③  |    |      |
| 川瀬 貴之  | 大学院社会科学研究院 教授                       | ①②③  |    |      |
| 増島 麻里子 | 看護学部 教授 保健師                         | ②③   |    |      |
| 柴田 昌俊  | 研究推進課 課長                            | ①    |    |      |
| 鈴木 庸夫  | 一般の立場から意見を述べることのできる者（鈴木庸夫法律事務所 弁護士） | ①②③  |    |      |
| 丸 祐一   | 一般の立場から意見を述べることのできる者（鳥取大学 教授）       | ①②③  |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |
|        |                                     |      |    |      |

注) 委員区分については以下の区分により番号で記載する。

- ①非専門委員
- ②実施医療機関と利害関係を有しない委員（①に定める委員を除く）
- ③治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない委員（①に定める委員を除く）
- ④①～③以外の委員

また、出欠については以下の区分により記号で記載する。

- （出席し、かつ当該治験に関与しない委員）
- －（出席したが、当該治験に関与するため審議及び採決に不参加の委員）
- ×（欠席した委員）

本治験審査委員会は、本治験審査委員会の標準業務手順書及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第28号）、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成17年厚生労働省令第36号）、「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成26年厚生労働省令第89号）、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成16年厚生労働省令第171号）、「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成17年厚生労働省令第38号）、「再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成26年厚生労働省令第90号）に従って組織され、活動していることを確認し、保証いたします。